

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和7年11月25日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 伊 藤 愛 恵

定例監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

市民活動部

市民協働課

令和7年10月28日（火）～11月 5日（木）

市民課（富士松支所含む）

令和7年11月 6日（木）～11月13日（木）

2 監査の対象事項及び範囲

令和6年度に執行した事務

3 監査の着眼点及び方法

令和7年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け事務概要等の説明を求めるとともに、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。